



「特別区民税・都民税（個人分）」還付加算金の算定誤りについて

杉並区の特別区民税・都民税（個人分）の還付加算金について、加算期間が正しく算定されていないものが一部あることが判明いたしました。

今後、支払不足または未払いが判明したものについて、お詫びの文書とお支払を順次行うとともに、改めて関係法令の確認を徹底し再発防止に努めてまいります。

平成26年1月30日、世田谷区が「還付加算金の事務処理に誤りがあった」と報道機関及びホームページで公表したことから、杉並区の「特別区民税・都民税（個人分）」の還付処理手続きについて確認したところ、還付加算金算定の起算日に、一部誤りがあることが判明いたしました。

特別区民税・都民税（個人分）については、納め過ぎがあった場合、区は、地方税法の規定に基づき、還付金とともに還付加算金をつけて還付しなければなりません。

今回判明した事務処理の誤りは、納め過ぎた税を還付する際に、算定の起算日を規定する地方税法の解釈を誤り、実際の算定期間を短く計算したため発生しました。

今後の対応

すでにお支払している還付金について、地方税法の規定に基づき、消滅時効が到来していない過去5年間にさかのぼって、早急に調査を行います。

支払不足または未払いが判明したものについては、お詫びの文書とお支払のご案内をお送りし、お支払いいたします。

再発防止の対策

区民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫びし、還付加算金の算定方法について、改めて関係法令の確認を徹底し、二度とこのようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。